

# 平成22年10月1日から たばこ税の税率が上げられました！

たばこ税関係法令の改正により、平成22年10月1日から、国のたばこ税、**道府県たばこ税**及び市町村たばこ税の税率が引き上げられました。

## 1 税率改正の概要

### (1) 製造たばこ(旧3級品を除く)

区分	税目	税率(1,000本当たり)		
		改正前	改正後	引上額
国税	たばこ税	3,552円	5,302円	1,750円
地方税	<b>道府県たばこ税</b>	1,074円	<b>1,504円</b>	430円
	市町村たばこ税	3,298円	4,618円	1,320円

### (2) 旧3級品の製造たばこ

旧3級品・・・わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット(ボックスを除く)、ウルマ、バイオレット

区分	税目	税率(1,000本当たり)		
		改正前	改正後	引上額
国税	たばこ税	1,686円	2,517円	831円
地方税	<b>道府県たばこ税</b>	511円	<b>716円</b>	205円
	市町村たばこ税	1,564円	2,190円	626円

たばこ特別税(国税)については、このたび税率改正がないため、上記表中には記載しておりません。

## 2 納める人

たばこ製造業者(日本たばこ産業株式会社) 特定販売業者(輸入業者)、卸売販売業者

## 3 納める額

旧3級品以外・・・たばこの売渡本数×**1,504円**/1,000本  
旧3級品・・・たばこの売渡本数×**716円**/1,000本

## 4 申告・納税

たばこ製造業者等が、毎月の売渡分に係る税金を翌月末までに申告し、納めることになっています。

・1箱(20本入り)410円のたばこの場合、県たばこ税は30.08円となります。